

食品安全調査会（仮称）と食品安全情報評価委員会との関係（条例制定後のイメージ）

	役 割	構 成	所 掌 事 項	答申や提言・報告の施策への反映例
調査会	食品安全行政のあり方の検討	自然科学や法律 などの専門家 食品関係事業者 消費者	<p>検討事項：知事から諮問</p> <p>生産から消費にいたる食品安全対策 にかかる基本的事項 新たな規制、誘導策等</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく許可・届出業種の拡大 （液卵製造、集団給食など） ・ 食品安全推進計画策定に関すること 	<p>条例、規則、計画へ反映</p> <p>条例・規則等の改廃 食品安全推進計画の策定、改定 新たな許可業種の指定 など</p>
評価委員会	都の地域特性に応じた、さまざまなリスク情報を基に、個々の食品の安全性について危害の程度を分析・評価し、報告・提言	微生物や食品化学などの専門家 消費者	<p>検討事項：委員会で選定</p> <p>危害情報の収集 危害情報の分析・評価 リスクコミュニケーションの方法等</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カンピロバクター食中毒対策 ・ 魚介類に含まれる水銀に関する情報提供の方法 	<p>個別の施策への反映</p> <p>先行調査の実施 業界への指導 知事の安全性調査 措置勧告 国に対する提案要求 リスクコミュニケーション など</p>